

入札公告の資料の追加

次のとおり追加します。

令和2年2月13日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 安東 修一郎

仕様書9 補足説明資料

9 体制整備に当たっての留意点

(2) 拠点安定所及び巡回先安定所の体制整備

ア 拠点安定所は、奈良安定所及び大和高田安定所とする。

奈良安定所には1名以上のキャリアコンサルタントを常時配置すること。

大和高田安定所においては1名のキャリアコンサルタントを常時配置すること。

イ 拠点安定所の奈良安定所に常時配置するキャリアコンサルタントを1名とする場合

水曜日以外の日において、予約希望のあった日時に常時配置するキャリアコンサルタントがキャリアコンサルティングを実施できない場合は、常時配置するキャリアコンサルタント以外のキャリアコンサルタント1名を巡回相談により実施すること。

ウ 巡回先安定所は、桜井安定所、下市安定所及び大和郡山安定所とする。

巡回安定所の定期的な巡回相談は以下のとおりを原則とする。

桜井安定所 月・水曜日

下市安定所 隔週木曜日

大和郡山安定所 水・木曜日

巡回安定所においては、定期的な巡回相談を行う日以外に予約の希望があった場合は巡回相談を実施すること。

エ キャリアコンサルティングの実施時間については、以下の①～④の時間帯に設定することを原則とする。

① 9：00～10：30

② 10：30～12：00

③ 13：00～14：30

④ 14：30～16：00

なお、8：30～17：15までの時間内であれば、弾力的な運用ができるものとする。

オ 予約状況については、労働局との連絡体制を整備すること。

カ 拠点安定所及び巡回安定所における配置人数、巡回数は業務の繁閑により変動する場合がありますので労働局と協議すること。

(4) 使用する機器等の用意

本事業の実施について必要となる機器（パソコン、プリンター、スキャナ、電話等）については、受託者が自ら用意すること。